工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電路線の延長等によって異なるため、設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

(カ) 事業損失防止施設費

a 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、濁水、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用

(b) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

b 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。

(ｷ) 技術管理費

a 技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

(a) 品質管理のための試験等に要する費用

(b) 出来形管理のための測量等に要する費用

(c) 工程管理のための資料の作成等に要する費用

(d) (a)から(c)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

b 積算方法

(a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)、(b)及び(c)のうち下記の項目とする。

i 品質管理基準に含まれる試験項目（必須・その他）に要する費用

ii 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用

iii 工程管理のための資料の作成等に要する費用

iv 完成図~~、マイクロフィルム~~の作成及び電子納品等に要する費用

v 建設材料の品質記録保存に要する費用

vi コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用

vii コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用

viii 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用

ix 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用

x PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用

xi トンネル工（NATM）の計測Aに要する費用

xii 塗装膜厚施工管理に要する費用

xiii 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）

xiv 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む。）

xv 品質証明に係る費用（品質証明費）

xvi 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

(b)　上記以外で積み上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

ⅰ　特殊な品質管理等に要する費用

（ⅰ）土質等試験 ： 品質管理基準に記載されている項目以外の試験

（ⅱ）地質調査 ： 平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験

ⅱ　現場条件等により積み上げを要する費用

（ⅰ）軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用

（ⅱ）試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用

（ⅲ）施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用

（ⅳ）防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用

ⅲ　施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用

（ⅰ）調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。

ⅳ　ICT建設機械に要する以下の費用

~~（ⅰ）保守点検（施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要額を計上するものとする。）~~

~~（ⅱ）~~（ⅰ）システム初期費（1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。）

~~（ⅲ）~~（ⅱ）3次元起工測量

~~（ⅳ）~~(ⅲ)3次元設計データの作成費用

~~（ⅴ）~~(ⅳ)3次元出来型管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる費用

ⅴ　その他前記ⅰ、ⅱ、ⅲ~~及びⅳ~~に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(ｸ) 営繕費

a　営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

(a)　現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用

(b)　労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用

(c)　倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用

(d)　労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用（現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。）なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、施工現場までの移動手段が長時間の徒歩となり、労働時間に制約を受ける場合等、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。

第4表

対象額 / 適用区分 / 工種区分	1000 万 円 以　　下	1000万円を超え20億円以下		20 億 円 を 超えるもの
	下記の率とする(%)	(注)1の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする(%)
		A	B	
トンネル工事	45.56	189.4	-0.0884	28.52

(注)1　現場管理費率(Jo)の算定式

$Jo = A \times Np^{b}$　(小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。)

ただし、Jo　：　現場管理費率(%)

Np：　純工事費(円)

A･b：　変数値

2　基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の治山ダムは、治山･地すべり工事に2%加算するものとする。

3　保安林管理道路等に関する工事は林道関係事業に準じるものとする。

(ｳ)　現場管理費率の補正

a　施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、表6－8工種区分別現場管理費率を2.0%の範囲内で加算することができるものとする。

ただし、次の「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」と「緊急工事の場合」を合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

(a) 施工時期が冬期となる場合

ⅰ　冬期対象期間を11月1日から3月31日までとし、この期間にまたがる工期にあっては、ⅲにより補正する。

ⅱ　工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

ⅲ　現場管理費の補正率は、次によるものとする。

補正率（%）＝冬期率×補正係数(積雪寒冷地域)

$$冬期率 = \frac{(11月1日～3月31日)\cancel{まで}の\underline{冬期}工事期間}{通\ 常\ 工\ 期}$$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する通常工期(準備期間と後片付け期間を含む。)とする。

(注)　1　冬期率は小数以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2　補正率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3　補正係数(積雪寒冷地域)は別表－1による。

4　施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

5　通常工期とは端数を切上げた10日刻み等、調整後の工期とする。

表6－10　前払支出割合が35%を超え40%以下の場合

工　事　原　価	500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	(注)1一般管理費等算定式により算出された額	9.74%

(注)1　一般管理費等率算定式

$$G_p = -4.97802 \times \log(C_p) + 56.92101$$

ただし、　Ｇｐ　:一般管理費等率(%)

Ｃｐ　:工事原価（単位:円）

・Ｇｐの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2　なお、工事原価については、第14間接費の取扱い表14－1間接工事費等の項目別対照表によるものとする。

イ　一般管理費等率の補正

前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

(ｱ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6－11の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6－10に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表6－11　前払支出割合による補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注)　アで求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(ｲ) 契約保証に係る補正

上記(ｱ)の補正値に、表6－12の契約保証に係る補正値を加算したものを一般管理費等率とする。

表6－12　契約保証に係る補正

契約保証の方法	補正値(%)
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
上記以外の場合	補正しない

(注)　1　上記以外の場合の具体例は以下のとおりである。

①　随意契約(請負工事費(予定価格)が~~250~~400万円以下)の~~建設~~工事

②　共同企業体のみによる競争入札または随意契約を行う工事

③　共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事

④　法人又は森林組合が競争する入札を行う工事

2　契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(5)　消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第9-1　治山関係事業の積算書の構成及び様式

積算書の構成及び様式は、次のとおりとする。

ただし、これにより難い場合は別に定めることができる。

1　設計統括書

(1)	表紙	別記様式	総設	1 号
(2)	事業細目別統括表	〃	〃	2 号
(3)	機械器具費明細表	〃	〃	3 号
(4)	営繕費明細表	〃	〃	4 号
(5)	工事雑費明細表	〃	〃	5 号

2　箇所別設計書

(1)	表紙	別記様式	設	1 号
(2)	設計説明書	〃	〃	2 号
(3)	施工経費総括表	〃	〃	3 号
(4)	~~請負工事費内訳表~~工事別鏡	〃	〃	4 号
(5)	~~測量設計費内訳表~~積算書鏡	〃	〃	5 号
(6)	用地費及び補償費内訳表	〃	〃	6 号
(7)	~~明細表~~工事費明細表	〃	〃	7 号
(8)	特別単価表　単価期A	〃	〃	8 号
(9)	運搬基準計算表	〃	〃	9 号
(10)	各種計算表	〃	〃	10 号
(11)	労務資材調書	〃	〃	11 号
(12)	繰越資材調書	〃	〃	12 号
(13)	設計変更理由書	〃	〃	13 号
(14)	原設計変更設計対照表	〃	〃	14 号
(15)	箇所別工種別数量表	〃	〃	15 号
(16)	その他			

別記様式

総設1号　表　紙

令　和　　年　度
治 山 事 業 設 計 総 括 書

設3号　施工経費総括表

施　工　経　費　総　括　表		
区　　分	経　　費	備　　考
	円	

記載注意

区分は、本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費等とし、その合計とする。

設4号　請負工事費内訳表

請　負　工　事　費　内　訳　表

区　分	名　称	種別	数量	単位	単価	金額	明細表番号	備　考
直接工事費	○　○　工							
	△　△　工							
	×　×　工							
	直接工事費計							
間接工事費	共通仮設費							
	現場管理費							
	間接工事費計							
工事原価								
一般管理費等								
工事価格								
消費税等相当額								
請負工事費								

記載注意

① 区分は、直接工事費、間接工事費及びその小計（工事原価）、並びに一般管理費に区分する。

② 名称は、直接工事費にあっては、工事箇所の工種ごとに区分し、間接工事費にあっては、共通仮設費、現場管理費に区分して記載する。

③ 種別は、共通仮設費にあっては、請負施工の積算書の共通仮設費の内訳ごととし、仮設費の小計、その他の小計及び共通仮設費全体の計を附すものとする。

工事原価

事業名	
工事名	

費　目　名	数　量	単位	金　額	備　考
1 工事価格				
2 ・工事原価				
3 ・・直接工事費				
4 ・・・・直接工事費（間接費対象）				
5 ・・・・直接工事費（間接費対象外）				
6 ・・・・直接工事費（共通仮設費対象外）				
7 ・・・・直接工事費（一般管理費のみ対象）				
8 ・・間接工事費				
9 ・・・・共通仮設費				
10 ・・・・・共通仮設費（率計上）				
11 ・・・・運搬費				
12 ・・・・準備費				
13 ・・・・機械費				
14 ・・・・事業損失防止施設費				
15 ・・・・技術管理費				
16 ・・・・・技術管理費（現場及び一般対象）				
17 ・・・・・技術管理費（現場及び一般対象外）				
18 ・・・・・労務費				
19 ・・・・・安全費				
20 ・・・・・現場環境改善費				
21 ・・・・・・現場環境改善費（率計上）				
22 ・・・・現場管理費				
23 ・・・・・現場管理費（率計上）				
24 ・・・・・現場管理費（種上）				
25 ・・・・・現場管理費（一般管理費率対象外）				
26 ・・官貸額（直工・事業損失防止）				
27 ・・官貸額（直工・事業損失防止除く）				
28 ・・一般管理費等				
29 ・一般計上価格				
30 法定福利費賦課額（上率額率の内数）				
31 支給品費				
32 支給品費（直工・事業損失防止）				
33 処分費等（直接工事費の内数）				
34 処分費（物価費の内数）				
35 処分費（事業損失防止施設費内数）				
36 処分費等（率対象外）				
37 施工費				

設5号　~~測量設計費内訳表~~

測　量　及　び　試　験　費　内　訳　表						
区　　分	名　　称	数　　量	単　　位	単　　価	金　　額	備　　考
				円	円	

積算書鏡

事業名	
業務名	

番号	項　目　名	規　格	数　量	単位	金　額	備　考

記載注意

① ~~区分~~項目名は、森林調査業務、森林測量業務、森林設計業務とする。

~~② 「備考」欄に、委託、請負別を記載する。~~

設6号　用地費及び補償費内訳表

用地費及び補償費内訳表		
区　　分	経　　費	備　　考
	円	

記載注意

用地補償、立木竹補償等に区分、その算出基礎を明らかにした各種計算表を添付する。

設7号　明細表

明　細　表

構造								
名　称	種　別	規格・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	明細表及び単価表番号	備　考

工事費明細書

事業名	
工事名	

名　称（規　格）	数　量	単位	単　価	金　額	備　考

記載注意

① 積算の複雑な工種等について作成する。

② 「構造」欄には、構造の概要を記載する。

③② 「備考」欄には、算出基礎等必要な事項を記載する。

※積算書に設7号の記載はないが、読み替えて適用するものとする。

設8号　単価表

No.　単　価　表

構造								当たり
名　称	種　別	規格・寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	単価表番号	備　考

特別単価表　単価期A

事業名	
工事名	

コード	名　称（規　格）	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	＊＊＊　T単－○号　＊＊＊					

記載注意

① 同一名称のものは、一括計上し、その下に内訳を記載する。

② 「備考」欄には、歩掛及び資材単価の算出基礎等必要な事項を記載する。

※積算書に設8号の記載はないが、読み替えて適用するものとする。

設9号　運搬基礎計算表

第　　号	運搬基礎計算表		
型式	許容荷重	使用機械	
総延長	有効期間	傾斜角	資材載荷可能重量

運搬物	運搬物総量	単位重量	1回の運搬重量	1回の運搬容積	機械運行速度	1回の所要時間			1日の運搬回数	1日の運搬量	1時間の運搬量	総運搬所要時間	総運搬所要日数
						往復	積卸	計					

記載注意

① 索道、ケーブルクレーン等により運搬する場合に作成する。

② 資材載荷可能重量は、各種計算表により算出する。

設13号　　設計変更理由書

設　計　変　更　理　由　書					
事業細目		申請番号		箇　所	
承認 区分 協議			該当事項		
区　分	変　更　の　理　由			変更の内容	

記載注意

① 事業細目は、1の(1)の(2)の事業細目を、申請番号は、補助金交付申請書の番号を記載する。

② 承認、協議区分は、「大臣」、「長官」又は「その他」とする。

③ 区分は、変更事項別とする。

1) 変更設計書の記載は、原設計を黒書きし、変更部分を赤書きする。

2) 変更設計と原設計の単価表が同一のときは、単価表を省略することができる。この場合、内表及び明細表の「備考」欄にその旨を記載する。

3) 施工箇所の変更については、変更設計書を作成し、変更設計変更理由書を添付する。

設14号　原設計変更設計対照表

原設計変更設計対照表										
工種及び種別	原設計			変更設計			増減（減は△）			備考
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
		円	円		円	円		円	円	

記載注意

① 本表は、請負工事費及び附帯工事費については請負工事費内訳表に準じ、かつ、測量設計費並びに用地費及び補償費を計上して作成する。

② 「備考」欄には、数量及び金額について、原設計に対する変更率を記載する。

設15号　箇所別工種別数量表

No. 箇所別工種別数量表								
箇　所	山腹工事面積	工種						備　考

記載注意

同一設計書中に施工箇所が2箇所以上ある場合に作成する。

設16号　その他

(1) 任意仮設における積算根拠の図面等を作成する。

(2) その他積算に必要な書類を作成する。

第9-2　林道関係事業の積算書の構成及び様式

積算書の構成及び様式は、次のとおりとする。

ただし、これにより難い場合は別に定めることができる。

1　設計書の構成は次のとおりとする。

ア　民有林林道事業設計書（表紙）	第1号様式
イ　設計総括表	第2号様式
ウ　事業費総括表	第3号様式
エ　~~請負工事費内訳表~~工事別鏡	第4号様式（積算要領　第9－1　別記様式　設4号）
オ　附帯工事費内訳表	第4号様式に準ずる。
カ　~~測量設計費内訳表~~積算書鏡	第5号様式
キ　用地費及び補償費内訳表	第6号様式
ク　工事雑費内訳表	第7号様式
ケ　~~明細表~~工事費明細書	第8号様式（積算要領　第9－1　別記様式　設7号）
コ　特別単価表　単価期A	第9号様式（積算要領　第9－1　別記様式　設8号）

2　変更設計

設計を変更する場合は、その理由書及び原設計変更設計対照表を添付した変更設計書を作成する。

第1号様式　設計書様式

民有林林道事業設計書

令和　　年度

事　業　名			
路　線　名		林道区分	
		級別区分	級
		設計速度	km／h
林道種類		延　長	m
		幅　員	m

施行主体	道・市・町・村・組合　施行		
工事施行主体	北海道　郡 市　町 村　大字		
	職　名	氏　名	~~印~~
審査者			
設計者			

第3号様式

事　業　費　総　括　表

費　　目	金　　額	摘　　要
事　　業　　費	円	
工　　事　　費		
請 負 工 事 費		~~請負工事費内訳表~~**工事別鏡**のとおり
附 帯 工 事 費		附帯工事費内訳表のとおり
測 量 設 計 費		~~測量設計費内訳表~~**積算書鏡**のとおり
機 械 器 具 費		第○号明細表のとおり
営　繕　費		〃
用　地　費		〃
補　償　費		〃
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		第○号明細表のとおり
事　務　雑　費		

（注） 消費税等相当額を上段に外書する。

第4号様式

請　負　工　事　費　内　訳　表

区　分	名　称	種別	数量	単位	単価	金額	明細表番号	備　考
直接工事費	○　○　工							
	△　△　工							
	×　×　工							
	直接工事費計							
間接工事費	共通仮設費							
	現場管理費							
	間接工事費計							
工事原価								
一般管理費等								
工事価格								
消費税等相当額								
請負工事費								

工事別鏡

事業名	
工事名	

項　目　名	数　量	単位	金　額	備　考
1 工事価格				
2 ・工事原価				
3 ・・直接工事費				
4 ・・・直接工事費(諸経費対象)				
5 ・・・直接工事費(諸経費対象外)				
6 ・・・直接工事費（共通仮設費対象外）				
7 ・・・直接工事費(一般管理費のみ対象)				
8 ・・間接工事費				
9 ・・・共通仮設費				
10 ・・・・共通仮設費（率計上）				
11 ・・・・運搬費				
12 ・・・・準備費				
13 ・・・・役務費				
14 ・・・・事業損失防止施設費				
15 ・・・・技術管理費				
16 ・・・・・技術管理費(現場及び一般対象)				
17 ・・・・・技術管理費(現場及び一般対象外)				
18 ・・・・営繕費				
19 ・・・・安全費				
20 ・・・・現場環境改善費				
21 ・・・・・現場環境改善費(率計上)				
22 ・・・現場管理費				
23 ・・・・現場管理費（率計上）				
24 ・・・・現場管理費（積上）				
25 ・・・・現場管理費（一般管理費率対象外）				
26 ・・官貸額（直工・事業損失防止）				
27 ・・官貸額（直工・事業損失防止除く）				
28 ・一般管理費等				
29 ・一括計上価格				
30 法定福利費概算額(工事価格の内数)				
31 支給品費				
32 支給品費（直工・事業損失防止）				
33 処分費等（直接工事費の内数）				
34 処分費(準備費の内数)				
35 処分費(事業損失防止施設費内数)				
36 処分費等(率対象外)				
37 純工事費				

※積算書に第4号様式の記載はないが、読み替えて適用するものとする。

第5号様式

測 量 設 計 費 内 訳 表

節	細　　分	金　　額	積 算 内 訳
計			
○　○　委　託　料			
○　○　請　負　費			
合　　計			

積算書鏡

事業名	
業務名	

番号	項　目　名	規　格	数　量	単位	金　額	備　考

※積算書に第5号様式の記載はないが、読み替えて適用するものとする。

第8号様式

No.				明	細	表		
構　造								
名称	種別	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	明細表及び単価表番号	備考

工事費明細書

事業名	
工事名	

名　称（規　格）	数　量	単位	単　価	金　額	備　考

※積算書に第8号様式の記載はないが、読み替えて適用するものとする。

第9号様式

No.				単	価	表		
構　造								当たり
名称	種別	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	単価表番号	備考

特別単価表　単価期A

事業名	
工事名	

コード	名　称（規　格）	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
	＊＊＊　T単－ ○号　＊＊＊					

※積算書に第9号様式の記載はないが、読み替えて適用するものとする。

第10-1　治山関係事業の設計図の作成等

設計図は、原則としてこの要領に定めるもののほか、土木製図通則（ＪＩＳＡ 0101）及び土木製図基準（土木学会制定）を準用するものとする。

1　位置図

位置図は、原則として国土地理院作成の5万分の1地形図に次により所要事項を記入した図面とする。

なお、箇所の全体計画がある場合は、当該全体計画についても所要事項を記号等により記入する。

(1)　工事箇所：赤色でその位置に記号を附するか又は工事区域を囲む。

(2)　流域界：紫色の線で流域を明示する。

(3)　国有林界：淡緑色の線で国有林を明示する。

(4)　保安林等：淡青色の線で保安林等を囲む。（保安林等予定地は点線で囲む。）

(5)　砂防等指定地：黄色の線で砂防指定地又は急傾斜崩壊対策防止区域を囲む。

(6)　他所管工事：薄黒色の線で囲むか、又は工事の所管省庁名を黒色の記号（㊟、㊞、㊟、㊟等）で明示する。

(7)　保全対策：橙色の線で囲む。

(8)　地すべり指定地：茶色の線で地すべり指定地を囲み、所管省庁名を記号（㊟、㊟、㊞等）で明示する。

(9)　その他：その他所管区分、地質等必要な事項を記号等により記入する。

2　平面図

平面図は、当年度施工する建造物（附帯施設、指定仮設等を含む、以下同じ。）、仮基準点等の位置を図示した図面とする。

また、当該建造物の設計、施工に関連する既設構造物、次年度以降計画構造物及び他所管構造物（以下総称して「他の建造物」という。）並びに測量線、等高線その他設計、施工上必要なものを記入するものとする。

なお、構造物に係わる当年度施工、既設、他所管、次年度以降の図示区分並び~~の~~にその他各事業ごとの所要事項の図示事項、記入~~事項、~~要領及び縮尺は、次表を原則とする。

事業名等	図示事項	記入要領等	縮尺
防災林	① 海岸防災林 ア 主風方向、潮流、海浜（汀線、海底の変化等）状況 イ 他の構造物の法線、位置関係等 ② 山地防災林 ア 主風方向、なだれ発生区域、林況等設計・施工上必要な因子 イ その他山腹工事に準じた事項		山腹工事に準ずる。
保安林整備~~林~~等	① 保安林改良等 改良区域及び工種の配置等山腹工事に準じた事項 ② 生活環境保全林 箇所全体の植栽、道路、その他施設等造成に関する基本計画、自然環境（地形、土壌、林況等）、社会環境（交通周辺土地利用状況、レクリエーション地等）を表示した図面		山腹工事に準ずる。
地すべり等防止	① 地すべり等防止区域、箇所全体の基本計画等 ② 亀裂、移動方向、湿地、湧水点露頭、不動地盤等設計・施工上必要な事項 ③ その他山腹工事に準じた事項		山腹工事に準ずる。

第13　現場環境改善費の積算要領

Ⅰ　対象となる現場環境改善内容

工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の現場環境改善及び地域連携に関するものを対象とする。

Ⅱ　適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために、実施するもので、原則として、すべての屋外工事を対象とする。

ただし、次の工事等で、現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

現場環境改善を適用対象外とすることができる工事

（１）緊急を要する工事（災害復旧工事等）

（２）維持工事及び森林整備工事等で作業場所が点在する工事

（３）工事規模が小さい工事（工事費500万円未満）

Ⅲ　積算方法

（１）現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

ア　積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

算出式

Ｋ＝ｉ×Ｐｉ＋α

ただし、Ｋ：現場環境改善に要する費用（単位：円、1,000円未満切捨）

ｉ：現場環境改善費率は、表13－１による。

（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

Ｐｉ：対象額（単位：円、直接工事費（処分費等を除く~~共通仮設費対象分~~）十支給品費~~（共通仮設費対象分）~~＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切捨）

表 13 － 1　現場環境改善費率

対象額：Ｐｉ		現場環境改善費率：ｉ（％）	
		大都市　市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く）＋　支給品費~~（共通仮設費対象分）~~＋　無償貸付機械等評価額	５億円以下の場合	$i = 56.6 \times \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \times Pi^{-0.201}$
	５億円を超える場合	ｉ ＝ 1.73	ｉ ＝ 0.71

（注）１　大都市：札幌市

２　市街地：市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000 人/km2 以上でその全体が5,000 人以上となっている地域をいう。

イ　率に計上されるものは、表13－２の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本とした費用である。

また、選択に当たっては地域の状況及び工事内容によって組み合せ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。

ウ　積上げ計上分（α）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 50 ％を上限とする。

エ　経費率は、現場環境改善費の各費目を１本化した全体での率である。

オ　現場環境改善に関する費用の対象額は、５億円を限度とする。

カ　熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

（２）設計変更について

率に計上されたものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象額（Ｐｉ）の変動に伴う現場環境改善費ｉは変更する。

また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合には設計変更の対象とする。

（３）確認事項

工事完了時には、~~請負人~~受注者に現場環境改善の実施状況がわかる写真を提出させるとともに、実施された現場環境改善の項目などをチェックして、現場環境改善が適切に実施されていることを確認する。

表13－２

計上費目	実施する項目（率計上分）
仮設備関係	・用水・電力等の供給設備 ・緑化・花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減
安 全 関 係	・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等） ~~・避暑（熱中症予防）・防寒対策~~
営 繕 関 係	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ・労働者宿舎の快適化 ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ・見学会等の開催（イベント等の実施含む） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ・社会貢献

Ⅳ　現場環境改善費を計上する場合は、下記（案）を参考に、特記仕様書を添付する。

『特記仕様書』（案）

現場環境改善について

１　現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。

２　現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。

（１）別表より、実施する項目を選択する。

（２）実施内容は、仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携のうち５項目を基本とし、具体的な実施内容、実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

別表（表13－２より転記（略））

３　工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

ｍ１：調整に要する技術者数
ｍ２：調整に要する技術員数
Ｋ：間接費率

5　一般管理費等

一般管理費の取扱いは、「森林土木事業設計積算要領」によるものとする。

(1)　一般管理費等率の補正

a　前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35％以下の場合の一般管理費等の率は、上記（ｱ)で算定した一般管理費等率に次表の前払金支出割合区分ごとに定める補正率を乗じて得た率とする。

前払金支出割合区分	0％から5％以下	5％を越え15％以下	15％を越え25％以下	25％を越え35％以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

（注）(ｱ)で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

b　契約保証に係る補正

契約の保証に必要な費用については、上記(ｱ)又は(ｲ)のaにより算定した一般管理費等の率に下表の補正値を加えて得た率とする。

契約保証の方法	補正値
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
上記以外の場合	補正しない

(注)1　上記以外の場合の具体例は以下のとおりである。

①随意契約（請負工事費（予定価格）が~~250~~400万円以下）の~~建設~~工事

②共同企業体のみによる競争入札または随意契約を行う工事

③共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事

2　契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

6　その他留意事項

上記以外の間接費の取り扱いは、「森林土木事業設計積算要領」による。

7　契約保証に係る一般管理費等率の補正の取扱いについて

機器費の価格決定にあたり、契約保証費を含めた条件で行っていることから一般管理費率の補正の対象額からは、除外するものとする。

（見積により価格の決定を行う場合、その一般管理費等の中には契約保証費が含まれている）

第16　山間奥地での通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする。

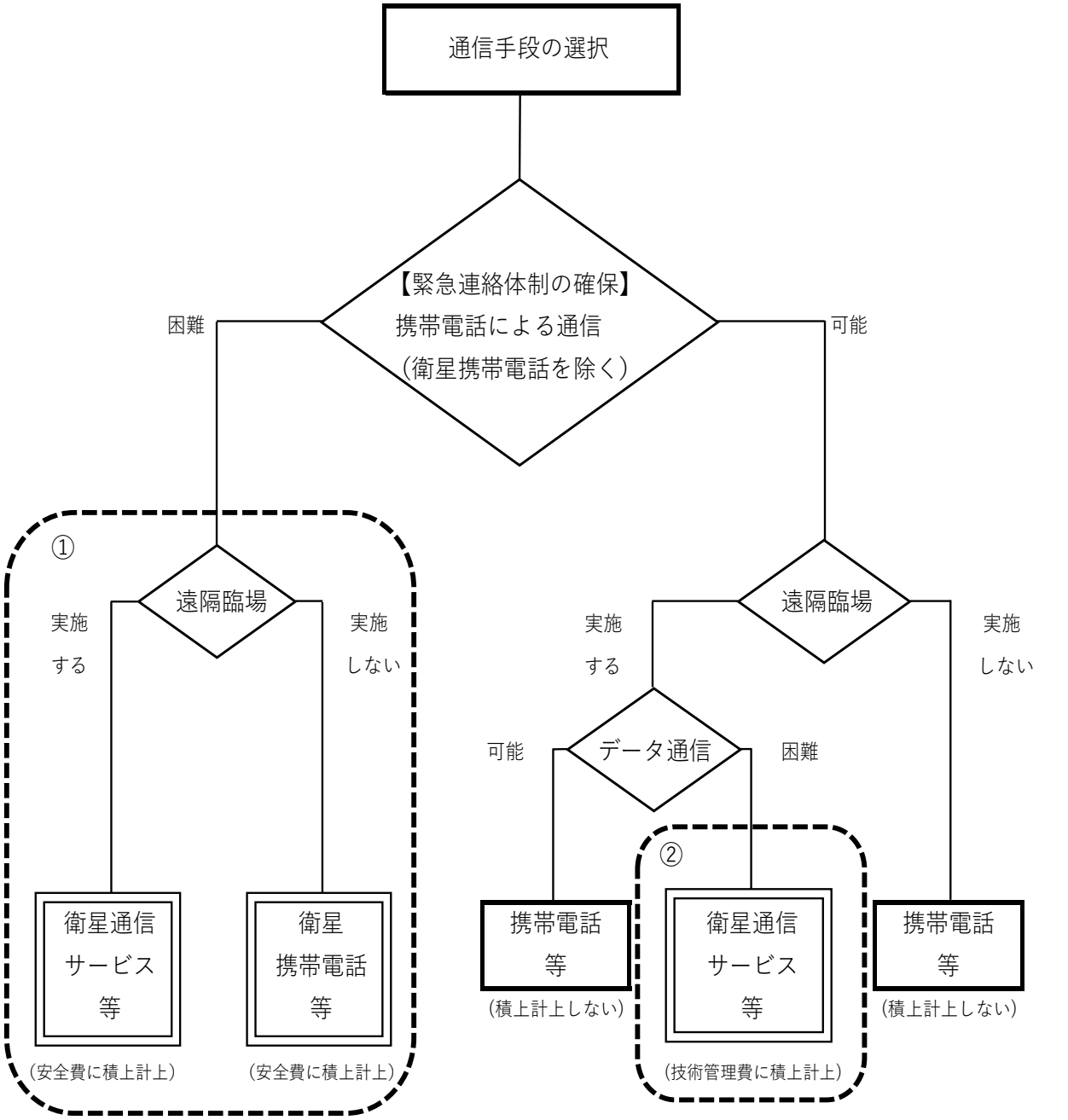

※データ通信環境下に合っても通信速度低減等により、遠隔臨場が成立しない場合は“困難”とする。

1　適用範囲

（1）①の枠に該当する場合

近年開発されている衛星通信機器及び衛星携帯電話等（以下、通信機器等という。）は、山間奥地の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの①の枠に該当する場合は、緊急連絡体制の確保に必要となる通信手段として経費を計上する。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、2 積算方法（積算例）を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

~~なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象とする。~~

(2)②の枠に該当する場合

近年開発されている通信機器等は、遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないことから、フローの②の枠に該当する場合は経費の計上を可能とする。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、2 積算方法（積算例）を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

~~なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。~~

2 積算方法（積算例）

(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(15)
基礎価格	標準使用年数	年間標準供用日数	維持修理費率	年間管理費率	残存率	換算供用1日当たり損料
73千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	134円

※ 建設機械損料算定表：分類コード 1799：017〔携帯用〕を適用

基礎価格には衛星コンステレーションを利用した通信機器を例として計上

(14)換算供用1日当たり損料率×基礎価格で算出可能

134 円×現場供用日数＝通信機器等の費用として積み上げ計上

3 その他

~~工事現場等における遠隔臨場の試行について（令和3年3月18日付け水林総第1404号）の「5 機器等に係る費用の積算（2）表－3」の代表的な機器については、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。~~

（1） 通信機器等の活用に当たり、現場条件により周辺機器類の設置が必要と認められる場合は、当該経費をリース料金または購入代金に含めることができる。また、通信契約に当たりサポートサービスへの加入が必須となっている場合に限り、当該経費を月々の料金等に含めることができる。

（2） 1により積み上げ計上上した経費は、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

（3） ICT活用工事においてネットワーク型RTK・GNSS等を使用する際に、通信環境の整備が必要となる場合は、1（2）に準じて取り扱うことができるものとする。